

「共生」の概念が紡がれてきた わが国における2つの文脈

賀 戸 一 郎

Two Roots which Originated the Concept of
'Kyosei' in Japan

Ichiro Kado

序章

昨今、わが国においては自民政権下で、内閣総理大臣や国の行政機関（とりわけ内閣府）までもが、「共生」または「共生社会」という言葉を公式に発するようになって来た。先般発足した民主党政権下においては鳩山由紀夫内閣総理大臣も、「友愛」を掲げている¹⁾。「共生」・「共生社会」と「友愛」・「友愛社会」とは、具体的にどこが、どう異なるのかも検討の余地があるが、本稿では、両者の比較検討までは踏み込まないことにする。

今、日本社会は大きなゆらぎの時を迎えつつある。さまざまな社会装置とシステムが、ときには逆流現象をあらわにしながら、しかしゆっくりと引き返すことのできない変容の道を歩んでいるように見える。このような歩みは日本ばかりではなく、変容の次元に差異はあるにせよ、世界は構造的な変容を共時的かつ連動的に経験しつつある。世界的な構造の変容を無数の細流や力学がつくる大きな潮の流れの変化とすれば、ベルリンの壁の崩壊、水俣病やカネミ油症事件（PCB中毒）などの公害問題、ハンセン病の隔離政策の問題、オウム心理教事件、わが国の政権を戦後60年間支配し続けてきた自由民政権が終わりを告げ、民主党支配の政治が始まったこと等々は、その波頭にすぎないと言えるかもしれない。では、どこからどこへ。いまほど人間と社会構造の変容のゆ

くえが問われ、この問いを読み解く臨床的学問が求められている時代はないかと言えるように思える。しかも、抑圧／不公正／格差／差別化／搾取／排除などの新しい形式が働いている社会空間、いわば煉獄と最も人間的なドラマが同時に演じられる場を生きている人びとにおいてこそ、世界了解と世界転換、癒しと救済への要求は切実である。

筆者は、差別と共生という視角から現代社会の読解という課題に立ち向かいたいと考えている。昨今の社会構造の変容は、伝統的な差別や排除を變形したり補強して、新しい差別と共に、複合的・重層的な差別構造を形成すると考えられる。筆者は、現代社会を生きる者のひとりとして、社会の現実を、その桎梏の中で、いま〈共生〉を求めて生まれつつあるものとの連帯において生き生きと捉えたいと考えている。

福田康夫内閣総理大臣は、2007年10月1日に国会で最初の所信表明演説をおこなった。その中で4度、「自立」と「共生」並びに「共生社会」という言葉を発している。

最初は、「信頼できる社会保障制度の整備」に関するところで、「年金医療 介護 福祉といった社会保障制度は、国民の立場に立ったものでなければなりません。大変厳しい財政状況にはありますが、自立と共生の理念に基づき、将来にわたり持続可能で、お年寄りにとっても、若者にとっても、皆が安心できるものとなる必要があります。……以下省略……。」と発している。

続いて、「いわゆる格差問題への対応」に関するところで、「……（前略）……都会だけで国民生活が成り立つわけではありません。地方と都会がともに支えあう『共生』の考え方の下、地方が自ら考え、実行できる体制の整備に向け、地方自治体に対する一層の権限委譲を行うとともに、財政面からも地方が自立できるよう、地方財政の改革に取り組みます。さらに、地方分権の総仕上げである道州制の実現に向け、検討を加速します。……（以下省略）……」と発している。

3度目は、「平和を生み出す外交」に関するところで、「……（前略）……国際社会における一層の貢献を行えるよう、国連安保理改革とわが国の常任理事国入りを目指すとともに、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早

期妥結に勤めて参ります。『自立と共生』の理念に基づき、地球環境や貧困といった問題に対する支援を、自助努力を基本としながら、政府開発援助などの活用により積極的に進めてまいります」と発している。

最後は、「むすび—自立と共生の社会」に関するところで、「……（前略）……改革の続行に当たって、私は、『自立と共生』を基本に、政策を実行してまいりたいと思います。老いも若きも、大企業も中小企業も、そして都市も地方も、自助努力を基本としながらも、お互いに尊重し合い、支え、助け合うことが必要であるとの考えの下、温もりのある政治を行ってまいります。その先に、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる、『希望と安心』の国があるものと私は信じます。厳しい時代の潮流を、国民の皆様方とともに乗り越え、『明日への道を一步一步着実に歩んでいる』ということを実感していただけるよう、持てる力のすべてを傾けて、取り組んでまいる所存であります。……（以下省略）……」と発している。

国の行政機関、具体的には内閣府が、1998年に参議院に「共生社会に関する調査会」を設置し（～2004年）、2001年には、中央省庁等の改変に伴い内閣府に「共生社会政策統括官」が置かれ、「共生社会形成促進のための政策研究会」²⁾を設置し、研究の成果として、「共生社会に関する調査会」報告書：「『共に生きる新たな結び合い』の提唱」を出した（資料1参照）。この報告書の特徴としては、「共生社会の横断的視点」により、その具体意的なイメージを提示した点と「共生社会指標」の設定により、政策化の際の目標設定を明確にした点などがある³⁾。青少年育成、少子・高齢化対策、障害（しょうがい）者施策、バリアフリー化などを総合的・横断的に推進しようとした。2002年には障害（しょうがい）者施策推進本部が、「障害（しょうがい）者基本計画」の「重点実施5ヵ年計画」を策定し、この中で「共生社会」という言葉の周知度を計画の終期（2012年）までに、成人国民の50%以上とすることを目標として掲げている⁴⁾。

このように昨今、わが国において「共生」という言葉が、政治の世界や行政の分野、あるいはマスメディア（マスコミ）の世界で、一種の流行語のように頻繁に用いられるようになってきた。社会福祉や教育界においても同様の潮流

が見られる。このことは、一方では喜ばしいことのように思われるけれども、他方では大変危険な意味合いを秘めているということも、しっかりと認識しておくことの必要性を痛感している。

「共生」という言葉が学問の世界で専門用語として最初に使用されたのは、生物学の分野（とりわけ生態学）であった。そこから出発して、「共生」という言葉が人文学や社会科学（社会学、法学、政治学、教育学、社会福祉学などに）応用されて、現在に至っている。筆者の調べた範囲では、「共生」という言葉は、現在でも英語でも中国語でも存在していないようである。わが国の人文学・社会科学分野で「共生」という言葉が使用されたのは、いつ頃からであろうか。川本隆史氏の見解によると、1975年頃「養護学校義務化」に反対する障がい（しょうがい）者団体が、「共生教育」を標語に掲げたのが走りではないかと指摘している。ただ単に「2つ以上のものが一緒に存在すること＝共存」と言った意味での使用の始まりは、少なくとも大正期に遡ることができる。例えば、寺田寅彦（1878～1935）のエッセイ『丸善と三越』（1920）に「寄生或いは共生」という表現が見られる（『日本国語大辞典』〈第2版第4巻〉小学館 2001年の「共生」の項目参照）。さらに積極的な含意を打ち出している用例としては、有島武郎（1878～1923）が死の前年に書いた『共生農園』を挙げることができる。これは武者小路実篤の「新しき村」建設と一線を画する生活共同体の実験で、北海道の農地を小作人に無償解放したものです。当初、有島は「共産農園」と命名したかったそうですが、農民たちが、「共生農園」の名前を選んだとのこと。また同じ頃、浄土宗の仏教学者・椎尾弁匡（1876～1971）が、「共生」^{ともいき}⁶⁾を中核理念に据えた仏教改革運動を興しています。大正末から関東大震災をはさんで昭和に突入する当時の、暗い世相や拡大する格差を克服する対抗ヴィジョンとして「共生」^{ともいき}が唱導されたようである。

さらに時代が下がると、作家の倉田百三（1891～1943）が『共に生きる倫理』（大東出版 1941）を世に問うている。ただし、この時期の「友（に）生（きる）」は、おそらく「大東亜共栄圏」や「国民精神総動員」の怒号に飲み込まれていたものと推断せざるを得ない（川本 2008：4－5）。

ところで、社会福祉学の分野で「共生」の重要性が論じられるようになった

のは比較的最近のことであり、他の専門分野と比較して実践や研究の蓄積が少ない。最近の社会福祉関係者（研究者も実践者もともに）の間では、欧米で誕生した「ノーマライゼーション」、「インテグレーション」、「ソーシャル・インクルージョン」⁷⁾の訳語の一つとしても盛んに用いられるようになってきている。

このような文脈での「共生」あるいは「共生（ともいき）」という言葉／用語の使用は、共通して、「〇〇と一緒に・・・」、「〇〇と共に」とか「〇〇と共に生きる」・「〇〇と共に暮らす」といった極一般的で、表面的、形態的な意味合いで無造作に使用されているように思う。本稿では、もう少し限定して深めて「共生」の思相や概念の本質に僅かながらでも、迫りたいと思う。

そのため、筆者の関心は他の専門分野で使用され、議論されている「共生」の概念・思想を中心に据えながら、社会福祉の思想や実践の特質を十分に踏まえて社会福祉分野における「共生」の概念・思想と実践＜臨床＞（「イノベーションの作法」）を吟味、検討することである。そのことを通して、社会福祉分野における「共生」に関する概念の本質を把握することが懸命であると、考えている。

そこで、本稿では限定してまず、わが国において「共生」あるいは「共生社会」という言葉が概念的、思想的にどのような文脈から生まれ、誰のために、何のために使用されているのかについて述べることにする。さらに、「共生」あるいは「共生社会」に関する具体的な2つの文脈のどちらが、今、私たちが希求している真の「共生」あるいは「共生社会」に繋がるかを理論的に検証することを目的としている。

第I章. 「水俣」を起点にして「共生」の思想・概念を生み出したという文脈

「共生」という言葉が当初、「水俣」または「水俣病」と同様に言われなき受苦を強いられる人びとの存在、生きにくさに直面する人びとの存在などと強力に結びついて発せられて来たという文脈である。

この文脈に属する代表的な研究者として以下の4人の見解を選択し、紹介す

る。

「共生」という概念を直接用いて議論はしていないが、「チッソ」、水俣病患者やこの4名にも大なり小なり影響を与え続けている(いた)医師・研究者・運動家としての原田正純氏の存在と研究・実践活動(例えば『水俣学』)と作家・石牟礼礼子氏(“水俣病告発の書”・『苦海浄土—わが水俣病』)を忘れてはならない⁵⁾。

(1) 花崎皋平氏の見解：概念・思想

30数年に渡って「共生」概念に対して辿り続けてきた花崎氏は、1970年代になって地域開発がもたらした、「公害」を始めとする諸矛盾に抗する住民運動の高まりを受けて受苦の当事者たちが築く「規模は小さくとも、政治、経済、生活、文化の諸次元を横断する総合的な人と人との関係の場」を「根拠地」と命名し、「共同体験を蓄積」して「共に生き共に死ぬ共同の理念を追求する場」の形成を求めた。またそこに関わる人びとの「主体形成の基礎」を人と人、人と風景(自然)との有機的一体性の感覚としての「共生の感覚」に置きながら(花崎1981:174-5,177)、アイヌ、奄美、沖縄を巡る中から「共生」の概念・思想を構想し、1989年の「水俣宣言」(花崎2002)へと繋げていった。

(2) 鶴見和子氏の見解：概念・思想

鶴見氏もまた、1970年代後半に「不知火海総合調査団」のメンバーとして水俣への関わりを持ち始めて以降、一貫して自身の「内発的発展論」の底流に「水俣」を据えてきた(鶴見1997)。鶴見氏は『内発的発展論の展開』のあとがきで「共生」に触れ、次のように述べている。「『価値としての共生』という場合には、相互共生を指す。そしてそれは次の4つの領域(層)に及ぶものとする。1. 女と男の共生 2. 人間と人間以外の自然のものとの共生 3. 異なる文化を持った人々との国境内、国境を越えての共生 4. 今生きているもの、死んだもの、これから生まれてくるもの、世代間共生。……(省略)……私は高度工業文明によって身心ともに破壊され水俣病に苦しむ人々が自力と創造性によって、この病気にとり組む筋道を、上記(先述)の4つの層(領域)にそって個人史として描きたい。これを私の内発的発展恩の目標と考えている」(鶴見1996:314-5)。

この時鶴見氏は、例えば「世代間共生」についても、論理的な帰結として描いているのではない。坂本しのぶさんという胎児性水俣病患者が、ベトナムのハノイの小児病院を訪れた際、アメリカの枯葉作戦によって奪われた胎児の命が、「標本」として安置されているのを目にした時に号泣したその姿から、「世代間共生」を教えてもらったのだと言う（鶴見1996：257-8）。

（3）栗原 彬氏による見解：思想・概念

栗原氏は、E. H. エリクソンの「交信性」と「共同性」を手がかりとして、1970年代、「共生」につながるものとしての「もう一つの社会の祖形」を被抑圧層に見出そうとした。それは、「水俣病患者、三里塚の『百姓』」の苦渋に充ちた闘いのなかに、また、いくつかのコミュニケーションの共生実験に、分裂と深い矛盾を含みながらも交信＝共同性は確かな質をもって現れ、既存のシステムのなかに異化作用を引き起こしてきた。システムから疎隔され、否定的アイデンティティやスティグマ（烙印）を強いられた人々は、システムの役割・機能規定に依存しない、文字通りの人柄と人柄の出会いへ、つまり間柄性の確認のなかからの自己と他者の発見へと歩み出る以外になかった」（栗原1983：283）という記述に示されている。

この栗原氏の指摘は1973年（初出）にされたものであり、既に35年余りを経て、彼は水俣病に苦しむ人々と加害者であるチッソとの関係をめぐって、「それぞれが他者を支配する権力位置を離脱して、あるがままの人間として肩を並べて加害と被害のグレイゾーンを突破していく企て」（栗原2005：225）の可能性を読み取り、彼はこれを2004年夏に水俣で上演された能：「不知火」の準備段階で、水俣病を生きる漁師の緒方正人さんの発した「課題責任」という言葉によって気づかされたと言う。

能の奉納上演に向けて重ねられたワークショップで、栗原氏は「……（省略）……正人さんは『課題責任』という考え方を述べた。加害者と被害者の別を越えて、固有名詞をもった一人ひとりとして課題を共有して協働していこうという提案だった。法理から言えばチッソと行政の『加害責任』は問われねばならない。しかし人間のこととしての水俣病という地平に立つとき、加害と被害の別は溶け合って灰色の領域を構成する。人間の業とか生の宿命といったところ

に落としどころを見つけたくなるけれども、ここは踏みとどまらなければならない。出口なし、八方塞がりのグレイゾーンを内破する身体の運動がなければ共に『新しい人』としての生に歩みだすことはできないからだ」(栗原 2005: 225-6)と述べている。

(4) 見田宗助(ペンネーム: 真木 悠介)による見解: 思想・概念

近代・近代化・近代社会を刺し貫いて転倒させるような本当にネガティブなものは、農耕革命以前の世界まで遡らないと出てこない感じがある。「水俣」の世界は、まさにその農耕的世界のさらに外側にある。アメリカ先住民のヤキ・インディアンの老人が文化人類学者の米国青年にカラスの予言を聞き、草と話をすることが世界を理解する第一歩だと教える部分がある。

水俣では、人間や猫が狂い死に、カラスも死んだ。さらに、それより何年も前に魚の行動に異常が現れていた。だからもしも魚の言葉やカラスの予言が聞こえる感性があれば、人間の水俣病は防げた。実際魚と共に生き、友だちのように話しかけながら生きていた漁民は、早くから魚が狂っていることに気づき、この世界は、おかしくなっていると訴えていた。その時点で真剣に調べれば、チッソの排水が原因だと分かったはずである。

しかし、漁民以外の市民は、魚は人間じゃない“モノ”だからという感覚だったし、漁民の言葉さえ聴く耳を持たなかった。

つまり、他者への共感力を失えば世界が読めなくなるわけである。それは具体的でありながら、「水俣」が示している極めて本質的な点だと思う。他者、すなわち自分が属する共同体の外の人びとや人間を取り巻く自然への共感能力の有無、つまり他者に対して閉ざされているか、開かれているか、それが近代市民やそれを準備した常民の世界と農耕改革以前の漂泊民的な世界の本質的な違いであり、普遍性の有無を決するものという訳である。その能力は、花の咲く時期が年々早まるなど、生物たちがこぞって地球温暖化への警告を発し続けている今、われわれが最も取り戻す必要のある能力でもある。

そして「水俣」の持つ思想の生成力が農耕文明以前に人間が備えていた森羅万象への「共感力」を保つ漁民的な世界に由来している。それは逆に言えば、農耕革命(近代化)によって人間が失ったものの大きさを示しているとも言え

る。

水俣病闘争が極めてラジカルで、本質を突く闘争の形態を取ったのは、そうした農耕革命以前の世界で他者への共感能力をふんだんに養った人びとによって担われたが故であった⁸⁾。

II. 「利害調整」ツールを起点にして「共生」の概念・思想を作り出した文脈

第I章で述べたような「周辺化」された人びとをめぐる「共生」や『共生社会』という言葉が、これまでとはやや異なる文脈で頻用されるようになったのは、1990年代半ば以降、NPO法の制定や介護保険制度の開始等々「市民活動」の制度化の進展と無縁ではない。「共生」の「制度化」、「矮小化」の象徴的な存在の代表が、内閣府における「共生社会政策統括官」の設置であった。2005年6月、同統括官によって「共生社会形成促進のための政策研究会」作成の報告書：『「共に生きる新たな結び合い」の提唱』が発表された（資料1参照）。同『報告書』の理論構成は、次の通りである。

まず始めに、「社会構造が急速に変化する中で、社会の活力と安定を確保するには、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う『共生社会』の形成の視点に立った、青少年育成施策、少子化社会対策、高齢社会対策、障害（しょうがい）者施策等の総合的な推進が重要」とした上で、「共生社会」を、従来の地域共同体的なつながりに依拠しない、「新たな人との関係性によって結びつけられる社会の在り方」として位置づけている（共生社会形成促進のための政策研究会2005：2）。

その概要は、以下のようなものである。

特に『「共生社会』と伝統的な共同体や同質的な日本の集団主義との違い』を重視し、「共生社会」は「社会における個人に着目し、各個人が自立し尊厳を持ち、自分の属する社会への参加や貢献をしたいという意識をもとに社会が成り立つという考え方が背景にある」とした上で、「自己の意識や他者との関係性を出発点に、その関係性の広がりによって『社会』を捉えるため」「人々と自分は違うということを理由に他者を排除することを慎むようになる」と見ている

(同研究会『報告書』2005：2)。また共生社会では、「多様な小グループ、NPO、企業などが存在し、これらの活動は、単に点的な活動にとどまらず、社会全体の中で他の主体とできる限り連携していこうとの姿勢を持ち」、「多様な人々を理解し、手をさしのべ、他者と関わる活動を通じて、世の中を変えていく一助としての意識が底流として共通」し、「行政の間隙を埋めるといった発想ではなく、規模の大小はあれ、社会を変えていく、作っていく担い手の意識が明瞭に読み取れる」として、社会変革志向の存在を重視している。

このために、内閣府では、「共生社会の形成促進」という観点から、目指すべき社会の姿を5つの「横断的観点」として整理するとともに⁵⁾、共生社会の姿を具体的にイメージし、その形成状況を把握するための指標体系を構築した(資料2、資料3参照)。

しかし同時に、次のような問題のある指摘が続く。「ここで留意しておくべきことは、他者と共に生きることは、人々に新たな意思の変革を求めるものではないということである。共生を志向する意思を、本来、人間は持っている。……(中略)……社会というのは本来的に共生社会であり、共生や共生社会というのは本来人間や社会が持っている共生の意識が顕在化していないことが問題であり、これを顕在化させるための方向付けが必要」(同研究会『報告書』2005：3)であるという。

第三章. 今、わが国が志向している「共生」および「共生社会」の理論的特質とその危うさ

第Ⅱ章で述べてきたような同研究会『報告書』の中で提起されている「共生社会形成」を整理すると、次の4つの特質を挙げることができる。

第1の特質は、「共生」の意義を、個人に取っては、社会参加欲求の具体化の方途として、また「社会」にとっては、人びとの「能力発揮」と「自立」における「有効活用」すべき“資源”と見ている点である。

第2の特質は、「共生」および「共生社会」における「社会変革志向」を認めながらも、共生志向は人間や社会に「本来的に備わっているもの」とし、「人々の意識変革」を求めてはいないとしている点である。

第3の特質は、「自由主義化・市場経済化の動き」との「整合」を前提としている点である。

第4の特質は、「社会的排除との闘い」という表現の回避である。つまり、同研究会『報告書』では、「共生社会形成」政策は、諸外国の動向との関係で言えば、ヨーロッパで展開する「社会的排除との闘い」に対応するとしながらも「例えば『社会的排除』のようにネガティブな側面に焦点を当てて、問題点を浮き彫りにする方が効果的なケースがある。ただし、このようなネガティブな側面だけで『共生社会』の全容を表そうとすれば、地域やコミュニティにおける自発的な関係構築を通じた活動やそれによる共生社会の形成において留意すべき課題や、そうした活動を行政面から支援していく際の関連施策の基本的な方向性（ポジティブな方向性）を表しきれない可能性がある」（同研究会『報告書』2005：22）とする。

以上のように、同研究会『報告書』に見る「共生」および「共生社会」は、個人の「能力発揮」、そうした能力の「有効活用」、市場の新自由主義的展開との「整合性」、「排除との闘い」に対する周辺的な位置づけなどを特質とする。しかしながら、例えば既存の社会における「能力の発揮」という場合、その「能力」は「市場」の論理と「整合」するものであることが求められ、また、「整合」しない場合には、「整合」を可能とするような社会的諸資源への「アクセス」を保障しなければならないとする立場で組み立てられた概念とも言え、いわば社会統合、社会への同化のためのツールとしての要素が非常に強いと言いうことができる。

ところで、さまざまな差別と闘ってきた弁護士の大谷恭子氏は、「共生」という言葉の概念やその内実について以下のように論じている。

「……（前略）……‘共生’とは曖昧な言葉である。‘共’という以上、何らかの助け合いを予定しているが、その内実は何なのか。その吟味がないまま、言葉のみが一人歩きしているように思えた。

共生と反差別・平等・人権の擁護とは異なるのか。決して異なるものではない。共生の内実とは差別を克服し、人権が守られているということに尽きる。

それでは同じかということ、そうでもない。

‘反差別’は、人間はそれぞれ異なっても同じ人間として皆平等であることに重点を置き、‘共生’は、人は価値においては同じでも、生きた具体的な人間はそれぞれ異なった存在であり、この異なった多様な存在が多様性を否定されることなく、人と社会に関わりあうことを求める。そのために、社会そのものの多様性を求める。そして何より、隔離と分離と排除が人間の尊厳を根本のところでおびやかすことを認識する。

反差別を基底としつつ、より人間の尊厳を追求し、かつ、個人の外延を限りなく社会に広げる。個人は社会と対峙するのではなく、またあたかも個人が個人として自己完結するような‘自立した市民としての個人’ではなく、社会的関わりなくしては生存も尊厳もありえない‘社会的存在としての個人’を追及する。隔離、分離されることなく、社会的関わりの中で自己実現を目指すことの権利といってもいい。

結局、‘共生’とは、個人に究極の価値を認める個人主義を社会的関わりにおいて敷衍し、人は価値において平等であるとする平等主義を、存在の多様性において実質化しようとしたのではなかったのか。これを曖昧にしたまま、すでに差別を克服したかのように共生という言葉を使うことは誤解を生じる。

共生の内実については、これからも社会学、教育学、(哲学、政治学、社会福祉学)等多方面で語られ検討されるだろう。そのとき、忘れてならないのが、隔離、分離、排除は人権侵害であり、差別であるということである。これを共通の認識としない限り、共生は似て非なるものにいつでも転化してしまうおそれがある(カッコ内の哲学、政治学、社会福祉学という言葉は、筆者が書き加えたものである)。

‘共生’とは、差別を克服しようとする人と人とのかわりそのものをさす。助けあい、必要としあい、許しあう関係であるが、しかし、これはマジョリティが、謙虚に過去と現在との差別を反省し、点検することなくしては成立しえない(大谷 2002: 301-2)。

人間は自ら望んでいるとしないに関わらず、差別や排除と隣り合わせの生活を送っている。さらに、人間は心の中に差別の対象を作り出すことで、自分自身の優位性や存在感を確かめようとする弱い側面を持っている。しかしながら、

自分がいついかなるところで弱者に立場が逆転して差別を受ける対象になるのかは、全く未知数である。いうまでもなく、人間の自己実現は差別がある環境とそれがない環境とでは、必然と後者の方が達成されやすい。そうなれば、人間の質的成長や社会の質的発展が現在よりも期待できる。そのためには人間の多様性を認めながら、「人は価値において平等である」（大谷 2002：301）とする平等主義を全人類の共通の課題とすることが求められる。

しかし現在、社会での格差克服や差別克服の前提となる平等主義が人類全体の共通認識になっておらず、それが当面の課題となるはずである、そのため、人類全体が、皆共生する仲間として責任を取り合い、自分が優位に立ちたいと思う自己中心性に気付き、自ら克服するほかにないのである。

ただし、「共生」の概念が机上で導き出すことができても、「共生」を実現させる大きな要素となるのは人間対人間との関係である。いうまでもなく、人間関係は一方で「惹かれあう」良好な関係があれば、他方逆に「反発しあう」極めて不安定な性質を有することは周知の事実である。

そのため、立場や能力的に差異がある一人ひとりの人間の違いを認めあいながら、相互に成長する相利共生に導くのは、非常に困難だと言わざるを得ない。その他、人間関係の相利共生の実現を困難にさせているのは、相利共生の概念に相互依存（性）が含まれていることである。その過程で強者が弱者に歩み寄る形では、相利共生とは言えない。さらに、弱者が強者に依存することはあっても、その逆が受け入れられるかは未知数である。そのため、「（相利）共生は『予定調和』的なものではなく、『相互作用』あるいは『関係』の進化の過程で試行錯誤を繰り返す中から実現した『苦心の作（作法）』」（大谷 2002：302）なのである（カッコの中の「相利」と「作法」という言葉は筆者が加筆したものである）。

さらに、栗原氏も「共生」という言葉をめぐって以下のような概念規定をしている。

「〈共生〉とはなんだろうか。〈共生〉（living-together, conviviality）は、コモンズ（commons：共用地／共用活動）を源泉として構成された、主に共同体が解体した都市型社会における生の政治、人間の政治の関係の組み換

え戦略である。それはユートピアとして構想することはできない。それはあらゆる強制的な規範に批判的な、受苦者の視座に立つヘテロトピア、ブリコラージュによるリテクスクスチュアリング（織り直し）であるしかない。

コモンズは、人間の営みの中でもっとも生命系の自律的かつ相互的な活動に近い。コモンズを源泉とする〈共生〉は、生命の次元における結び合い、結び直しという論理と倫理を含む。しかし、そんな『結び合い』があり得るか。〈共生〉は、コミュニケーションへの疑い、むしろコミュニケーションの不可能性から出発する交わりの企て、といえる。〈共生〉は、コミュニケーションがしばしば導く同一化、同質化ということとは逆のベクトルを示している。〈共生〉は、自律したもの同士の、つまり異なるコードをもつものの中の、〈異交通〉としてしか成り立たない。〈共生〉は、互いの生きる力を活性化する。異なるものの結び合いが、『両眼視覚』のように、相乗された力を生み、奥行きのある世界を現す。

『生命』を定義しようとすれば、流れ（動き）と共生で語るしかない。生命と〈共生〉とはトートロジーの関係にある。そうである限り〈共生〉は、知の世界、経済的な過程、家族の関係、性の関係に内在していて、それぞれの政治の場、文化のマトリックスに現れる、差別、不平等、排除、抑圧といった形に表象される権力の働きに対する、対抗作用として、内在的に現れる。それは、受苦の場や関係の内側から、関係を組み替えるからだことばの自律的戦略として現れる。

〈共生〉は、多様な政治の場での権力との闘いを離床してくる。〈共生〉を導く司令塔のようなものはどこにもない。死者、他の生命系、人間の〈共生〉は、ネットワークング（異交通的にネットワークする行動）として、世界のポワン・ド・キャピトン（縫い止め点）として、権力の網の目の至る所に出没する。

権力が家族、子ども、性、教育、労働、暮らしなど、下から来るのと同じく、〈共生〉ということも下から、受苦者の間からやって来る。権力のネットワークが厚い織物を作って、国家一性一民族一教育……の差別的な複合システムを、下から上へという方向で成り立たせるように、受苦者の〈共生〉のネット

ワーキングも、無数の異なる〈共生〉群の織り布として、ヘテロピアとしての〈共生社会〉の現前を目指す。受苦者の魂の形式としての〈共生〉に目をとめ、それに『合力』すること」が必要だと、栗原氏は語っている（栗原 1996：25－6）。

結び

わが国の政府が「共生」という概念を公式に定義していることすら、大多数の国民が知らないのが現状である。しかし、その基底に秘められている思惑と具体的な政策内容を吟味すると、理念的には社会福祉や公共哲学のエッセンスを撰取しつつも、政策面に視点を転じると、かなり政府のご都合主義で解釈され、グランド・デザインされているということが明瞭である。

このような意味で、福田康夫政権のスローガンである「自立と共生」についても、批判的な検討をきちんと加える必要がある。鳩山由紀夫政権のスローガンである「友愛」ないし「友愛社会」についても同様なことが必要であると思われる。

歴史は繰り返すと言われるが、今から約半世紀前の1960年代、わが国は高度経済成長期を迎え、人口、産業の大都市集中が進むなかで、都市部では、周辺地域からの人口流入により地域における互惠機能が低下し、農村部では過疎問題が生じるなど、従来からの地域共同体の維持・形成が困難となっていた。1969（昭和44）年の国民生活審議会コミュニティ問題小委員会報告『コミュニティ生活の場における人間性の回復』では、コミュニティの概念を「市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」と定義し、自主性と責任を持ち、かつ開放的な新しい集団形成の必要性が提唱された。

1970（昭和45）年、第14次地方制度調査会では、新しい地域共同体としてのコミュニティの形成の必要性を指摘し、地方公共団体が新しい住民の連体意識醸成の見地からコミュニティの健全な育成を図るべきであると答申された。

翌1971（昭和46）年には自治省（現在の総務省）が「コミュニティ（近隣

社会)に関する対策要綱」を示し、おおむね小学校の通学区域程度の規模を基準としたモデル・コミュニティ地区を設定し、地域住民の参加のもとで地方公共団体によるコミュニティ整備計画の策定など、新しいコミュニティづくりに資する施策が展開された(資料4参照)。

また、第15次地方制度調査会『地方行財政のあり方に関する中間答申』(1973<昭和48>年)では、「コミュニティ活動が国民生活に根付いてきており、これが国民生活の安定、向上とも対応して、新しい価値観を生みつつある。それより、地域の自主的な想像力を発揮する新しい地域づくりが台頭している。このような社会的、経済的情勢を背景として、地方自治制度も新しい展開を求められている」と述べている。これにより、コミュニティづくりは、地域住民自らが地域のコミュニティ計画を作成するという動きに発展した(資料5参照)。

さらに、第16、17次地方制度調査会答申においては、地方公共団体は、住民による地域の連携と地域づくりに根ざしたコミュニティ活動が行われ、地区の将来像や生活環境整備等の地域に即したコミュニティ計画が策定されるよう、必要な支援策の検討をすべきであるとしている。

このように1970~1980年代におけるわが国のコミュニティづくり政策の柱(キーワード)は、「自立」と「連帯」であった。21世紀を迎えた今日の国づくり政策の柱(キーワード)としては、「自立」と「共生」を掲げている。約30年経て変わったのは、ただ単に「連帯」あるいは「コミュニティ」という言葉が「共生」あるいは「共生社会」という言葉に置き換えられただけである。この「共生」あるいは「共生社会」という言葉の定義(概念)やそれに基づいた具体的内容(内実)についても本稿の「序章」や第Ⅱ章の内閣府統括官の共生社会促進の研究会『報告書』の中で見た通りである。昨今わが国において、個人、家族、地域社会、さらには世界の各地に山積している社会福祉諸課題や環境諸課題などを世界人権宣言、障害(しょうがい)者の権利条約、日本国憲法の第25条や第9条、さらに第13条や第14条等に基づき国家の責務として真の共生社会の構築に取り組むことをしない限り、国民一人ひとりや世界の人びとの平和や安心と安全保障(ヒューマン・セーフティネット)はあり得ない。世の中には概念も思想もない“ハウツウもの”が氾濫しているが、わが国の政

府が今、表明したり、提示している「共生」や「共生社会」（あるいは「友愛」や「友愛社会」に関しても同じことが言える）という政策の柱（キーワード）が、単なる政治的・政策的なスローガン（美辞麗句・絵に描いた餅）で終わってしまうことが容易に予想できる。

本稿を綴じるに当たって、改めて今後「共生」と「共生社会」の構築に向けて取り組み、さまざまな関係者、とりわけ政治家たちを説得し、導いていく為には数多くの課題があることを再認識した。筆者にとっての最大の課題は既存の価値や制度と闘う政治を、そして新しい価値と制度の構築に対して信念を持ち、それを貫き通す政治家に対して説得し、導いていくことを可能とする価値（思想・理念）や実践を想像・創造するための研究方法を確立することの重要性を痛感している。

このような状況に立たされている筆者に一筋の光明を灯してくれたひとりの方は、原田清純氏である。原田氏は、医師の立場から水俣病、特に胎児性水俣病を半世紀に渡って一筋に研究され、実践もされ、社会運動もされてきた著名な方である。その方の最新刊の図書のあとがきの部分に述べられていることを抜粋して、筆者の今後の研究方法の指針としたい。

「……（略）私の（十数冊の）著書に共通するものは医師としての証言集と言ってもよい点だったことでしょうか。証言集であると自負するからには実際の患者さんたちを身近に診て来た現実の姿を忠実に描くことに努めたつもりです。だからといって、いわゆるドキュメントでもないつもりである。そこには専門性を落とさずに、それでいて、あくまで科学的事実を中心に患者さんたちの実像を写し取ることに努めました。最近の医学会では Evidence-based medicine（E B M＝根拠に基づいた医療）といってデータ重視、証拠主義とも言うべき医療が重視されてきています。そのことは当然で、むしろ原理的論理的には正しいのです。しかし、そこには落とし穴がないわけではありません。それは、患者さんの訴えを軽視して、数量化されたものこそ事実であるかのような錯覚に陥ることです。データ(数値)はあくまで一つの指標であって、データはあくまでデータでありそれ以下でも以上でもないのです。それに対して Narrative-based medicine（NBM＝記述重視の医療）という立場がありま

す。これは、患者の訴えを重視する立場です。しかし、それはデータを無視して、患者さんの訴えだけを鵜呑みにすることではないことは言うまでもありません。専門家である以上、患者さんの訴えを良く聞き、その中から真実を嗅ぎとっていく極めて専門性の高い作業が養成されているのです。したがって、EBM と NBM がお互いに相容れない両極の医療ではないことは言うまでもないことです。しかし、医療技術の進歩と機械化によって患者さんの実像がややもすれば見えにくくなりがちなこと否定できません。『先生（医師）方はパソコンと向き合って、わたしの顔を見て話してくれない』という患者さんの声を時に聞きます。水俣病など公害病や三池の一酸化炭素中毒事件など労災・職業病などにおける医学不信は患者の訴えや生活の場での観察の軽視によるものと考えています。さらに、これらの疾病では医療の側にも疾病利得（病であることによる利得）などという言葉が聞かれるように患者さんに対する不信もあります。もともと痛みやしびれ感などは軽量化（数量化）し難いものです。数量化されたものだけが真実でもないのです。・・・・・・（略）ふと振り返ってみると、わたしの 50 年の医師としての仕事は知らず知らずのうちにジャーナリスト的な役割も果たして来たような気がするのです。その結果、いわゆる“大学アカデミズム”からすればしばしば異端者と見られたこともありました。いずれにしても、気が付くと現場に行き、患者さんの話を聞き、生活の場で病を捉えることに夢中になっていたのです。患者さんの生活の場に行き、患者さんの生活の場にはまればはまるほど抜き差しならぬ世界にはまって行きました。そして、ある時はさまざまな矛盾と無力さに嫌気がさし逃亡したい衝動に駆られたこともありました。その一つの手段は海外逃亡（留学）でした。しかし、それもできず大学という城堡に籠城してしまったようになりました。しかし、そのおかげで本書のようなさまざまな素晴らしい、誰もが経験できないような出会いがありました。そのことを若い人へのメッセージとしたいと思い、折々にパソコンをたたいてきました。いつものことですが、ここに書かれたことは全てわたしの足で書いたと言える現場からの報告です。・・・・・・」⁹⁾（原田<2009>190-2）、最初のカッコの中の本の冊数は筆者が加えたものである。

註

1) 2009年10月26日に開かれた国会で初めての所信表明演説は、近年の歴代首相の2倍に当たる1万3千字、約50分かけて行われた。その中で、国民一人ひとりが「自立と共生」の理念を育み発展させてこそ、社会の絆を再成し、人と人との信頼関係を取り戻すことができるのだと述べている。

2) 「共生社会形成促進のための政策研究会」のメンバー構成と具体的な活動の実態

①研究会のメンバー構成

座長 橋木 俊詔（京都大学大学院 経済学研究科教授）

委員 今田 高俊（東京工業大学 工学部教授）

小野 達也（鳥取大学 地域学部教授）

広井 良典（千葉大学 法経学部教授）

三重野 卓（山梨大学 教育人間学部教授）

宮本みち子（放送大学 教養学部教授）

②研究会の開催実績

- ・第1回研究会（2003年12月4日）～第7回研究会（2005年6月29日）
米それ以後は一度も開催されていない。

③調査の実施

- ・2004年3月に「共生社会に関する基礎調査」を実施（対象5,000名）

④研究成果としての報告書：『「共に生きる新たな結び合い」の提唱』

米プラス評価できる点

- ・「共生社会の横断的視点」により、その具体的なイメージを提示したこと
- ・「共生社会指標」の設定により、政策化の際の目標設定を明確にしたこと

3) 「共生社会形成促進のための政策研究会」の目的と検討方針

○目的：内閣府で用いる「共生社会」の概念を理論的に明確化するとともに、指標を構築すること

○理論の前提として「①共生の対象」、「②共生の場面」、「③共生の様相」の

3つの要素に限定したこと

①対象：共生社会統括官の事務の対象となる子ども・若者、高齢者、障害（しょうがい）者を中心に検討する

②場面：顔見知りで構成される小さい集団ではなく、地域・コミュニティと言われるような、見知らぬ人も混在するより大きな集団

③様相：上の2つの範囲設定の下、本研究会の重要な検討課題として位置づけられるもの、研究を通じて明らかにされるもの

※これまで様々な分野で多様に論じられている「共生」概念について、ここでは内閣府共生社会統括官の実務領域を前提にして、検討の最初の段階から概念の絞り込みが行われていることに留意。

4) 共生社会=わが国政府が懐いている目指すべき社会の姿

各大綱・計画で使用されている共生社会に関連するキーワードを分析し、目指すべき社会のイメージを、横断的視点に立脚して以下の5つに集約している。(1) 各人が、しっかりした自分を持ちながら、帰属意識を持ちうる社会 (2) 各人が、異質で多様な他者を、互いに理解し、認め合い、受け入れる社会 (3) 年齢、障害（しょうがい）の有無、性別などの特性だけで排除や別扱いされない社会 (4) 支え、支えられながら、すべての人が様々な形で参加・貢献する社会 (5) 多様なつながりと、様々な接触機会が豊富に見られる社会

5) 作家・石牟礼礼子は1968（昭和43）年、上野英信、谷川雁、森崎和江氏らと同人雑誌《サークル村》創刊に加わっている。彼女は一種の義務感が背中を押されるようにして水俣病対策市民会議を同年に結成することになった。そのような市民運動のリーダーとなり、作家・森崎和江（代表作の一つに『からゆきさん』（旭文庫）がある）なども加わったことは日本の抵抗運動の現代史にとっても特異なことであった。翌年、1969（昭和44）年には、患者からの聞き書き『苦海浄土—わが水俣病』を発表。これは“水俣病告発の書”として、あるいは「チッソ」告発のジャンヌ・ダルクとして水俣病問題

を推進する自発リーダーとしてのみならず・・・・？。この『苦海浄土—わが水俣病』は大宅壮一賞の第1回受賞作となった。発表以来、今日まで長く読み継がれていることからこの本の存在価値の大きさが証明されている。

6) 藤森悠介氏は、『仏教社会福祉辞典』の「共生に関する項目」の中で、「共生」という言葉は、「縁起」に基づく自他の共存関係を表す概念であると捉え、定義風に、次のような説明をしている。「現在使われている『共生』の語は、単位生きる、共存するなどの意味合いで用いられていることが多く、身体的・思想的にさまざまな特徴をもつ個人や集団、あるいは国際間で異なる民族や国家が、その差異性を互いに認め、またその差異性に価値を見出しつつ共存していく状態だとしている。しかし、仏教の立場からの『共生』は、^{ともいき}共生ともいい、さらに一方では、自者と他者が互いに差異性をもった個別的存在であることを認識しつつも、あらゆる存在の相依相関を示した「縁起」思想に基づき、自他の共存関係を表す概念とされている。つまり、共に楽しみ、共に喜び、共に生きることを疑う人々の営みをとおして自他の尊厳性に目覚め、生命を全うしていくことのなかに『共生』の意味がある。なお、この『共生』と思想的共通点をもつ関連概念として渡辺海旭（1872～1933）が提唱した『共済』がある。」（仏教社会福祉辞典 2006：78－9）

引き続いて藤森氏は、仏教界における「^{ともいき}共生」の展開について、次のように述べている。近代仏教にあって最も早い時期に「^{ともいき}共生」の用語を用いたのは、浄土宗僧侶の椎尾弁匡（1876～1971）である。椎尾は、善導（613～81）の『往生礼賛』にある「願共諸衆生 往生安楽国」（願わくば諸の衆生とともに、安楽国に往生せん）より「共」と「生」の文字に着目し、その浄土教精神を解して「往生の生は、共に生きるということ」と述べるとともに、人間が本当に生き、真の人生を全うすること（真生）こそ、「縁起を認識する」であるとして、「縁起」をいいかえ、より近代的な意味づけを果たす概念として「共生＝ともいき」と表現したのである。

また椎尾は、この「共生思想」を机上にとどまるものとせず、積極的に社会に働きかけるため、1922（大正11）年、仏教の新しい教化運動団体であ

る「共生界会」を発足させ、急速に全国に広げていった（仏教社会福祉辞典 2006：98）。

7) 「ソーシャル・インクルージョン」は「社会的包摂」と訳される場合が多い。

8) 見田宗助（ペンネーム：真木悠介）1996, 2003 a, 2003 b, 2006 の 4 冊の中から関係する部分を横断的・重層的に筆者がまとめた。

9) 原田は、最新刊書：『^{たからご}宝子たち—胎児性水俣病に学んだ 50 年』の第 I 部第 2 章で述べているように、水俣病、とくに胎児性水俣病の実態を明らかにすることを通して、障害（しょうがい）と共生する「いのち」の尊さを伝え続けている。

引用・参考文献

- ・石牟礼礼子（1968）『苦海浄土—わが水俣病』講談社
- ・石牟礼礼子（2004）『苦海浄土—わが水俣病』（講談社文庫）講談社
- ・川本隆史（2008）『共生から』（双書哲学塾全 15 冊）岩波書店
- ・花崎皋平（1981）『生きる場の哲学』岩波書店
- ・花崎皋平（1993）『アイデンティティと共生の哲学』筑摩書房
- ・花崎皋平（2002）『共生への触発』みすず書房
- ・栗原 彬（1982）『歴史とアイデンティティ—近代日本の心理—歴史研究』新曜社
- ・栗原 彬（1996）『日本社会の差別構造』（講座：差別の社会学・2）弘文堂
- ・栗原 彬（1997）『共生の方へ』（講座：差別の社会学・4）弘文堂
- ・栗原 彬（2005）『「存在」の現れとしての政治—水俣病という思想』以文社
- ・鶴見和子（1996）『内発的発展論の展開』筑摩書房
- ・鶴見和子（1997 a）『女書生』はる書房

- ・鶴見和子（1997b）『日本を開く—柳田・南方・大江の思想的意義』皋岩波書店
- ・鶴見和子（1999）『コレクション鶴見和子曼荼羅IX 環の巻：内発的発展論によるパラダイム転換』藤原書店
- ・見田宗助（1996）『現代社会の理論—情報化・消費化社会の現在と未来—』（岩波新書）岩波書店
- ・真木悠介（2003a）『気流の鳴る音—交響するコミュニオン—』（ちくま学芸文庫）筑摩書房
- ・真木悠介（2003b）『時間の比較社会学』（岩波現代文庫）岩波書店
- ・見田宗助（2006）『社会学入門』（岩波新書）岩波書店
- ・原田正純（2004）『水俣学講義』日本評論社
- ・原田正純（2005）『水俣学講義 第2集』日本評論社
- ・原田正純（2007a）『水俣学講義 第3集』日本評論社
- ・原田正純（2007b）『豊かさ^{たからご}と棄民たち—水俣学事始め』（双書 時代のカルテ）日本評論社
- ・原田正純（2009）『宝子^{たからご}たち—胎児性水俣病に学んだ50年』弦書房
- ・中村健吾（2002）「EUにおける『社会的排除』への取り組み」国立社会保障研究所・人口問題研究所『海外社会保障研究』（141）
- ・大谷恭子（2002）『共生の法律学』有斐閣
- ・田中夏子（2004）『イタリア社会的経済の地域展開』日本経済評論社
- ・佐藤紘毅（2004）『社会的不利な立場の人々とB型社会協同組合』市民セクター機構
- ・日本仏教社会福祉学会 編（2006）『仏教社会福祉辞典』法蔵館
- ・共生社会形成促進のための政策研究会（2005年6月）『「共に生きる新たな結び合い」の提唱』（普及版・詳細版・資料）内閣府共生社会政策統括官
- ・国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会（1969年4月）『コミュニティ—生活の場における人間性の回復—』
- ・第15次地方制度調査会答申（1973年11月）
- ・共生社会政策統括官 共生社会全般・その他政策「共生社会」の提唱—共に

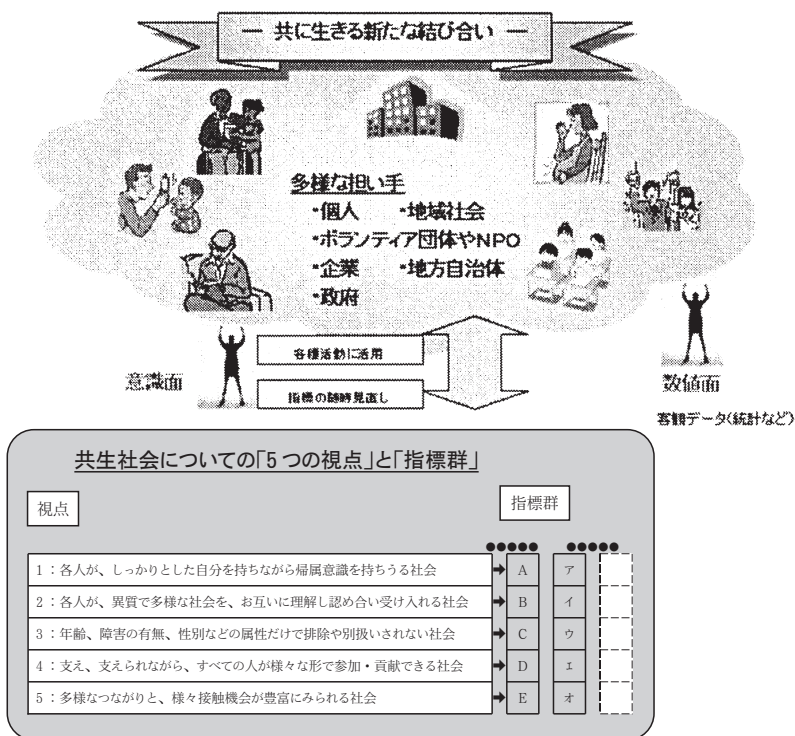
生きる新たな結び合い—

<http://www8.cao.go.jp/souki/tomoni/index.html>

西南学院大学人間科学部社会福祉学科

〔資料編〕

資料1 「共に生きる新たな結び合い」の提唱



出典) <http://www8.cao.go.jp/souki/tomoni/index.html>

資料2 指標一覧表（共生社会の5つの横断的視点と目標とすべき社会の指標）

共生度指標	青少年分野	高齢者分野	障害者分野
横断的視点(1) 各人が、しっかりした自分を持ちながら、帰属意識を持ちうる社会			
①価値観の共有 9.0% (社会活動への参加に、価値観の共有を期待する人の割合)	①他者との共感 83.1% (「他人は自分を分かってくれる」と感じる中高生の割合)	①価値観の共有 6.8% (社会活動への参加に、他人との価値観の共有を期待する高齢者の割合)	①他者との共感 (新) (他人は自分をわかってくれていると感じる障害者の割合)
②地域への愛着 78.0% (生活地域に愛着を感じる人の割合)	②地域への愛着 69.3% (生活地域に愛着を感じる青年の割合)	②地域への愛着 85.2% (生活地域に愛着を感じる高齢者の割合)	②地域への愛着 (新) (生活地域に愛着を感じている障害者の割合)
③他者への関心 52.0% (近所の人々に関心に向けている人の割合)	③周囲からの期待 (新) (自分が周囲(地域)から何らかの役割を期待されていると感じる青少年の割合)	③周囲からの期待 (新) (自分が周囲(地域)から何らかの役割を期待されていると感じる高齢者の割合)	③周囲からの期待 (新) (自分が周囲(地域)から何らかの役割を期待されていると感じる障害者の割合)
横断的視点(2) 各人が、異質で多様な他者を、互いに理解し、認め合い、受け入れる社会			
①差異の理解・承認 59.5% (差別的な振る舞いに同調しない人の割合)	①次世代への理解 (新) (子どもを大人はどう見ているか)	①高齢者への敬意 43.5% (高齢者に対して「経験や知恵が豊かである」と考える人の割合)	①ノーマライゼーションへの支持 81.7% (ノーマライゼーションの考え方を支持する人の割合)
②コミュニケーションの程度 57.9% (近所の人とほぼ毎日あいさつを交わす人の割合)	②差異の尊重 27.1% (他者の異なる意見を尊重することができる中高生の割合)	②コミュニケーションの程度 21.0% (近所の人とほとんど毎日話をする高齢者の割合)	②障害の認識 (新) (身の回りのどのくらいの持ち物がユニバーサル・デザイン化されているかを知っている者の割合)
③人々の相違への寛容さ 44.6% (地域の人々の様々な違いが大きな問題になるとは思わない者の割合)	③他者への寛容さ (新) (他者の異質性に対して寛容である青少年の割合)	③他者への寛容さ (新) (若い世代の行動に対して寛容である高齢者の割合)	③障害に関する取組への評価 (新) (障害のある人々のために活動を行う企業の製品を積極的に買いたいと考える者の割合)
横断的視点(3) 年齢、障害の有無、性別などの属性だけで排除や別扱いされない社会			
①社会の障壁(バリア)の有無 0.959人/人 (活動を妨げるような日常生活における問題の有無)	①子どものための場所(新) (子どものための場所の状況)	①日常生活の障壁 0.76人/人 (高齢者の活動を妨げるような日常生活における問題の有無)	①生活環境のバリアフリー化 39.0% (鉄軌道駅における段差の解消の状況)
②相談相手の有無 92.1% (日常の問題点や心配事の相談相手がいる割合)	②相談相手 (新) (大人が子どもの相談相手になっているか)	②情報不足による活動の制約 4.1% (情報が無かったことを理由に活動が制限されている高齢者の割合)	②就労からの排除 57.5% (法定雇用率未達成企業の割合)
③差別的な振る舞いの見聞き 12.0% (周囲の人の差別的な振る舞いを見聞きする者の割合)	③意思決定からの排除(新) (子どもであるという理由だけで、自分の意見を聞いてもらえなかった経験のある子ども・若者の割合)	③差別・偏見 57.0% (高齢者に対する差別や偏見)	③差別・偏見 36.8% (障害者に対する差別や偏見がある社会だと感じるか)
横断的視点(4) 支え、支えられながら、すべての人が様々な形で参加・貢献できる社会			
①社会活動への参加 61.0% (団体の行う社会活動に参加している者の割合)	①社会活動への参加 32.2% (団体の行う社会活動に参加している青年の割合)	①社会活動への参加 62.5% (団体の行う社会活動に参加している高齢者の割合)	①雇用を通じた社会参加 1.48% (一般民間企業における実雇用率)
②自発的な社会貢献意識 68.1% (社会や地域のために役立ちたいと考える者の割合)	②自発的な社会貢献意識 63.8% (社会や地域のために役立ちたいと考える青年の割合)	②自発的な社会貢献意識 64.3% (社会や地域のために役立ちたいと考える高齢者の割合)	②社会参加基盤 22,621人分 (グループホームの整備の状況)
③支え合いの意識 62.6% (地域の人々が助け合っていると感じる者の割合)	③支え合いの意識 49.6% (地域の人々が助け合っていると感じる青年の割合)	③支え合いの意識 69.2% (地域で人々が助け合っていると感じる高齢者の割合)	③支え合いの態度 35.6% (「困ったときはお互い様」という気持ちから障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをする者の割合)
横断的視点(5) 多様なつながりと、様々な接触機会が豊富にみられる社会			
①地域の行事への参加 2.47回/人 (地域の行事への参加頻度)	①世代間交流 51.8%(小4-6) (住んでいる地域の大人たちとの共同行動の有無)	①世代間交流 52.7% (若い世代と交流したいと考える高齢者の割合)	①障害者との交流 15.2% (障害者との交流に参加している健全者の割合)
②相談したり頼ったりするところの多様さ 2.13人/人 (相談したり頼ったりできるところの多様さ)	②相談したり頼ったりするところの多様さ 2.25人/人 (相談したり頼ったりできるところの多様さ)	②相談したり頼ったりするところの多様さ 1.79人/人 (相談したり頼ったりできるところの多様さ)	②相談したり頼ったりするところの多様さ (新) (相談したり頼ったりできるところの多様さ)
③交流の幅 1.03人/人 (定期的に参加している社会活動の種類の数)	③交流の幅 0.43人/人 (定期的に参加している社会活動の種類の数)	③世代継承 (新) (若い世代に自分の知っているものを伝えたいと考えている高齢者の割合)	③障害への配慮 2,472種類 (生活環境のバリアフリー化に関する気用なること)

出典) 共生社会形成促進のための政策研究会(2005.6)

「共に生きる新たな結び合い」の提唱(詳細版「PDF形式」p42)

キーワード・キーワード	共生促進	青少年との共生に関する指摘	高齢者との共生に関する指摘	障害者との共生に関する指摘
<p>社会的な共生意識</p>	<p>目指すべき共生社会では、誰もが個性・能力や希望・ニーズの異なる多様な人々(①)と共存し、互いに支えあう共生社会を築いていく必要がある(②)といえる。</p>	<p>目指すべき共生社会においては、子ども・若者が、(建設的)多様な人々の個性や能力を尊重し、(多様な)多様な人々と共に生きていく共生社会を築いていく必要がある(①)といえる。</p>	<p>目指すべき共生社会では、高齢者だけでなく、社会参加困難のある人々(①)と共生し、互いに支えあう共生社会を築いていく必要がある(②)といえる。</p>	<p>目指すべき共生社会では、障害者は、単に「福祉の対象者」であるのみならず、社会と互いに支えあう共生社会を築いていく必要がある(①)といえる。</p>
<p>支え、支えられる</p>	<p>目指すべき共生社会においては、自分が受ける部分については自己責任で支え、支えられる部分については自己責任で支え、支えあう共生社会を築いていく必要がある(①)といえる。</p>	<p>子ども・若者が、自発的に可能な範囲で社会の担い手になる必要があり、社会参加を促す必要がある(②)といえる。</p>	<p>目指すべき共生社会では、高齢者だけでなく、社会参加困難のある人々(①)と共生し、互いに支えあう共生社会を築いていく必要がある(②)といえる。</p>	<p>目指すべき共生社会では、障害者は、単に「福祉の対象者」であるのみならず、社会と互いに支えあう共生社会を築いていく必要がある(①)といえる。</p>
<p>他者との信頼関係</p>	<p>目指すべき共生社会においては、自己責任で支え、支えられる部分については自己責任で支え、支えあう共生社会を築いていく必要がある(①)といえる。</p>	<p>子ども・若者が、自発的に可能な範囲で社会の担い手になる必要があり、社会参加を促す必要がある(②)といえる。</p>	<p>目指すべき共生社会では、高齢者だけでなく、社会参加困難のある人々(①)と共生し、互いに支えあう共生社会を築いていく必要がある(②)といえる。</p>	<p>目指すべき共生社会では、障害者は、単に「福祉の対象者」であるのみならず、社会と互いに支えあう共生社会を築いていく必要がある(①)といえる。</p>
<p>ケア(仕事、責任)</p>	<p>目指すべき共生社会においては、自己責任で支え、支えられる部分については自己責任で支え、支えあう共生社会を築いていく必要がある(①)といえる。</p>	<p>子ども・若者が、自発的に可能な範囲で社会の担い手になる必要があり、社会参加を促す必要がある(②)といえる。</p>	<p>目指すべき共生社会では、高齢者だけでなく、社会参加困難のある人々(①)と共生し、互いに支えあう共生社会を築いていく必要がある(②)といえる。</p>	<p>目指すべき共生社会では、障害者は、単に「福祉の対象者」であるのみならず、社会と互いに支えあう共生社会を築いていく必要がある(①)といえる。</p>

出典) 共生社会形成促進のための政策研究会 (2005.6)

「共に生きる新たな結び合い」の提唱 (詳細版「PDF形式」p 43～p 44)

資料4 「新コミュニティの形成」に関する記述（抜粋）

序論—コミュニティ問題の提起

「近年における日本経済の急速な成長は、産業構造変化及び地域構造変化を通じて生活の場に対しても重要な影響を与え、これを激しく改変しつつある。(略)古い共同体は、生活様式の都市化と、これによる若年層を主とする構成員の離脱を契機として次第に形骸化され、空洞化が急速に進行してきた。(略)生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団を、われわれはコミュニティと呼ぶことにしよう。(略)コミュニティは従来の古い地域共同体とは異なり、住民の自主性と責任制にもとづいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団である。(略)コミュニティは古い要求自治的な意識を払拭し、正しい地域の自主的責任体制に基づく主張の場となり、今日のわれわれの日常生活のより所となつて、現代文明社会における人間性回復のとりでとしての機能を確立しなければならないのである。(略)今や行政は高まる住民の要求に応え、「国民生活優先の原則」に基づいて、コミュニティを核とする視点から見直され、改変されることが必要な時期に到達したのである。そして住民のコミュニティ形成のために必要な条件を整備することが新たな行政の課題になるべきことに十分の考慮が払われなければならないのである。」

出典) 「コミュニティ生活の場における人間性の回復—」(1969. 4月)
国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会報告

資料5 「コミュニティと市民参加」に関する記述（抜粋）

第2 コミュニティ及び住民参加について

1 コミュニティづくりの現状

(略)

(ア)コミュニティに関する行政の施策については、市町村が中心となり、国及び都道府県は、市町村に助言、援助、情報の提供を行うことにとどめていること

(イ)住民のコミュニティ活動の自主性をそこなわないよう、主として住民参加によるコミュニティ計画に基づく近隣地域の環境整備を行う方法で進めていること
など、適切な配慮がなされている。

(略)

2 市町村の計画とコミュニティ

モデル・コミュニティ地区で試みられている住民参加によるコミュニティ計画づくりは、次のような意味で市町村の行政に新局面を開くものである。

(ア)コミュニティ計画においては、住民に身近な生活問題が取り上げられ、狭域の地域を場とする人間生活中心のまちづくりが行われること

(イ)環境整備、社会福祉、社会教育等の行政がコミュニティ段階でも、たてわりのまま行われてきたという従来の弊害が改められ、生活の場における行政の総合化が実現すること

(ウ)コミュニティ計画の策定及びその実施を通じて、実質的な住民参加が行われること

(略)コミュニティ計画は、従来の市町村の総合計画が残っていた空白の部分で充足しつつ、市町村の計画策定過程に新しい住民参加を導入するものであり、とくに生活中心ということが地域整備の指導理念となる時代において重要な意義をもつものである。

(略)コミュニティ計画は、単に総合計画の定める大綱の枠内において狭域の環境整備を取り扱うだけではなく、住民意思を十分に反映した積みあげによる計画として、総合計画の本質的内容となるべきものであり、地域の実情によっては、コミュニティ計画を基礎とし、これを出発点として総合計画が策定される計画体系も考えられるべきである。(略)

3 コミュニティと住民参加

新しいコミュニティづくりは、住民参加の充実との関係でも重要な意味を持つものであり、住民と行政の担当者にとって新しい住民参加の経験の場となっているものと考えられる。(略)有意義な経験が長年にわたって積み重ねられるならば、より大きな課題を住民参加によって解決していく基盤が培われることが期待される。

出典) 第15次地方制度調査会答申(1973年11月)